

令和6年11月20日

舞鶴市議会議長 上 羽 和 幸 様

議会運営委員会

委員長 谷 川 眞 司

特別委員会の委員定数の変更について

上記の議案を別紙のとおり、舞鶴市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

(別紙)

市議委第 5 号

特別委員会の委員定数の変更について

特別委員会の委員の定数を次のように変更する。

原子力防災・安全等特別委員会の委員の定数「7 人」を「8 人」に、静溪ポンプ場整備に関する調査等特別委員会の委員の定数「7 人」を「8 人」に変更する。

提案理由

特別委員会の委員の定数を変更したいので提案する。